

カーボン・クレジット市場に関する法改正に伴う定款の一部改正について

2025年12月15日
株式会社東京証券取引所

当社は、定款の一部改正を行い、2026年1月1日から施行します（詳細については規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）の一部改正により、温対法における「算定割当量」に関する規定が削除され、「国際協力排出削減量」のみの規定となることに伴い、当社のカーボン・クレジット市場の開設に係る認可の根拠となる金融商品取引法の規定も「算定割当量」から「国際協力排出削減量」に改正されることを受け、当社の定款においても、目的規定（第2条）における「算定割当量」の文言を「国際協力排出削減量」に改正するものです。

以上